

※受付番号	
-------	--

## 活動実績報告書 【運動実績の記録】

[普通科（スポーツ総合専攻）・スポーツ健康科学科]

志望校

京都府立

高等学校長 様

高等学校で希望する専攻種目

在学（出身）中学校名
志願者氏名
年 月 日生 (性別)

所属運動部（種目）名			
ポジション、部内での役職等			
大会区分	京都府5ブロックレベルでの成績	大会名 成 績 (順位・記録)	
	府レベルの大会での成績	大会名 成 績 (順位・記録)	
	近畿レベルの大会での成績	大会名 成 績 (順位・記録)	
	全国レベルの大会での成績	大会名 成 績 (順位・記録)	
そ の 他 ・ 所 見			

中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。 年 月 日	
在学(出身)中学校名 校 長 氏 名 記 入 者 氏 名	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>	

- 注1 記入にあたっては、選抜要項5(4)ウ(ウ)に従ってください。  
 2 活動実績は学校外での活動を含みます。  
 3 大会成績等を記入の際は、出場した学年を明示してください。

様式特別-Aの1

※ 受付番号	
--------	--

\* 海外勤務者帰国子女  
中国帰国孤児子女  
長期欠席者 特別入学願書

在学(出身) 中学校名	
志願者住所	(〒 - ) (電話)
ふりがな	
志願者氏名	
	年 月 日生 (性別)

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

年 月 日

府  
京都 立 高等学校長 様  
市

(〒 - )

保護者住所 \_\_\_\_\_

ふりがな

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

志願者との関係 \_\_\_\_\_

(電 話)

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

記

課程名	学校名 (分校志願者は分校名まで記入してください。)	学科名
制		

* <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">海外勤務者帰国子女 中国帰国孤児子女 長期欠席者</span>	特別入学選抜の出願資格を有することを証明します。
	年 月 日
	在学(出身)中学校名 校長氏名 (印)

\* 該当する選抜（「海外勤務者帰国子女」・「中国帰国孤児子女」・「長期欠席者」）に○印をつけてください。

様式特別-Aの2

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

学 力 検 査 受 検 願

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様  
京都市教育長

在学 (出身)  
中学校名

志願者住所

ふりがな  
志願者氏名

私は、この度、\* 

海外勤務者帰国子女
中国帰国孤児子女
長期欠席者

特別入学者選抜のための学力検査を受検したいので、学力検査手数料を添えてお願いします。

平成 29 年度学力検査手数料納入書
( 京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄 )
( 京 都 市 領 収 書 貼 り 付 け 欄 )
<p>1 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙(全日制2,200円、定時制900円)を貼り付け、保護者印で消印(貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印)してください。</p> <p>2 京都市立高等学校において受検する者は、900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。</p>

\* 該当する選抜(「海外勤務者帰国子女」・「中国帰国孤児子女」・「長期欠席者」)に○印をつけてください。

契  
印

平成 29 年度 学力検査受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
※ 受付学校名 (受検会場)	印
<p>1 本票は、入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。</p> <p>2 学力検査当日携帯して机の上に置き、その後も合格発表まで保存しておいてください。</p>	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り)を忘れないでください。
- その他検査会場によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示します。
- なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとし、また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないでください。受付番号は、算用数字で正確に記入してください。
- エ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- オ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式特別-Aの3

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
<p>・ 3 箇月以内に撮影</p> <p>・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度</p> <p>・ 正面、無帽</p>	

### 特別入学者選抜入学願書の提出について

年 月 日

府 立 高等学校長 様  
京都 市  
(願書提出先校)

中学校名

校長氏名

印

貴校への志願者について、記載事項を確認の上、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

#### 記

1 志願する特別入学者選抜（該当する種別に○を付してください。）

- 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜
- 中国帰国孤児子女特別入学者選抜
- 長期欠席者特別入学者選抜
- 京都府立清明高等学校特別入学者選抜

2 志願する課程名及び学科名等

課程名	学 科 名	選抜方式	志願者数
制		方式	

注 選抜方式欄は京都府立清明高等学校特別入学者選抜を志願する場合のみ、A又はBを記入してください。他の特別入学者選抜を志願する場合は斜線で抹消してください。

3 志願者氏名

整理番号	氏 名	※ 備 考

注1 募集単位別に作成してください。  
2 整理番号欄には、1から順に通し番号を記入してください。  
※印の欄は、中学校での記入は不要です。

## 海外在住状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

㊟

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 海外在住地名
- 2 出国年月 年 月
- 3 帰国年月 年 月
- 4 海外在住期間 年 月
- 5 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地 (国名・都市名)	期 間
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
備 考		

## 中国帰国孤児子女帰国状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

㊟

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 帰国年月日 年 月 日
- 2 帰国後の編入学校名
- 3 帰国後の編入学年

※ 受付番号	
--------	--

## 成人特別入学願書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

出身(在学)中学校名 \_\_\_\_\_

(〒 - )

志願者住所 \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_

ふりがな

志願者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 (性別)

(〒 - )

保護者住所 \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_

ふりがな

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

志願者との関係 \_\_\_\_\_

注1 出願の日において、志願者が未成年の場合のみ、保護者住所、保護者氏名及び志願者との関係を記入してください。

2 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

記

課程名	学校名	学科名
制		

成人特別入学者選抜の出願資格を有することを証明します。

年 月 日

出身(在学)中学校名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年卒業(見込))

所在地 (〒 - )

電 話

校 長 氏 名

(印)

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

付 票

出身（在学）  
中学校名

志願者住所

ふりがな  
志願者氏名

契  
印

平成 29 年度 成人特別入学者選抜受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
出身（在学）中学校名	
※ 受付学校名	印
<p>1 本票は、成人特別入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。</p> <p>2 面接と作文の当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。</p>	

受検に関する注意事項

- ア 面接と作文の当日は、高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- その他必要なものは、高等学校長が別に指示します。

平成29年度成人特別入学者選抜入学考査の手数料納入書
（京都府収入証紙貼り付け欄）
<p>上欄に京都府収入証紙（900円）を貼り付け、本人印（保護者印）で消印（貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印）してください。</p>

様式成-Aの2

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
出身（在学）中学校名	
<p>・ 3箇月以内に撮影</p> <p>・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm程度</p> <p>・ 正面、無帽</p>	



# 成人特別入学者選抜結果通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
中学校

受付番号 \_\_\_\_\_

本人氏名 \_\_\_\_\_ 様

京都府立 高等学校長



あなたは、平成 29 年度京都府公立高等学校成人特別入学者選抜の結果、本校  
科に

制課程

〔 合格しました  
不合格となりました 〕 ので通知します。

ついては、次のことに十分注意してください。

〔 合格者は、平成 29 年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできません。 〕

〔 不合格者は、平成 29 年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することができます。 〕

※ 受付番号

## 京都府立清明高等学校特別入学願書

年 月 日

京都府立清明高等学校長 様

在学(出身)中学校名 \_\_\_\_\_

(〒 - )

志願者住所 \_\_\_\_\_ (電話)

ふりがな

志願者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日生 (性別)

(〒 - )

保護者住所 \_\_\_\_\_ (電話)

ふりがな

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

志願者との関係 \_\_\_\_\_

注1 出願の日において、志願者が未成年の場合のみ、保護者住所、保護者氏名及び志願者との関係を記入してください。

2 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

記

課程名	学校名	選抜方式 (いずれかに○を付すこと。)
定時制	京都府立清明高等学校	A方式 ・ B方式

※ 受付番号	
--------	--

学力検査受検願 (付票)

京都府教育委員会教育長 様

在学 (出身)  
中学校名

志願者住所

ふりがな  
志願者氏名

私は、この度、京都府立清明高等学校特別入学者選抜のための学力検査 (入学考査) を受検したいので、手数料を添えてお願いします。

平成29年度京都府立清明高等学校特別入学者選抜 学力検査 (入学考査) の手数料納入書
( 京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄 )
上欄に京都府収入証紙 (900円) を貼り付け、保護者印 (本人印) で消印 (貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印) してください。

契  
印

平成 29 年度京都府立清明高等学校 特別入学者選抜受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
※ 受付学校名	京都府立清明高等学校 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
1 本票は、京都府立清明高等学校特別入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 検査当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具 (鉛筆 (シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り) を忘れないでください。  
その他必要なものは、高等学校長が別に指示します。
- ウ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式清-Aの2

平成 29 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	京都府立清明高等学校
ふりがな	
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 箇月以内に撮影</li> <li>・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度</li> <li>・ 正面、無帽</li> </ul> </div>	

平成29年度選抜の志願関係様式の規格

様式番号	様式名	様式の規格		
		サイズ	紙質	厚さ（重さ）
様式Aの1	入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式Aの2、Aの3	学力検査受検願・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式B	入学願書の提出について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式Cの1	報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式Cの2	報告書（長期欠席者特別入学者選抜用）	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式Cの3	報告書（京都府立清明高等学校特別入学者選抜用）	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式D	京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式E	後期選抜の要否について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式F	追検査受検願	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式G	合格通知書	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式前－1	前期選抜入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式前－1の2	学力検査受検願（付票）・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式前－2	前期選抜入学願書の提出について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式前活－1	活動実績報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式前活－2	活動実績報告書【運動実績の記録】	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式特別－Aの1	特別入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式特別－Aの2、Aの3	学力検査受検願・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式特別－B	特別入学者選抜入学願書の提出について	A 4（縦長）	規定なし	規定なし
様式特別－Cの1	海外在住状況報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式特別－Cの2	中国帰国孤児子女帰国状況報告書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式成－Aの1	成人特別入学願書	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式成－Aの2	付票・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式成－B	成人特別入学者選抜結果通知書	A 4（縦長）	再生上質	規定なし
様式清－Aの1	特別入学願書（京都府立清明高等学校特別入学者選抜用）	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式清－Aの2	学力検査受検願（付票）・受検票・写真票	A 4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

昭和59年11月23日

京都府教育委員会規則第14号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

(平12教委規則5・平15教委規則4・改称)

京都府公立高等学校通学区域に関する規則(昭和29年京都府教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府立の中学校(以下「中学校」という。)及び高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 高等学校の全日制の課程(単位制による課程を除く。)の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科(京都府立学校の管理運営に関する規則(昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。)第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。)の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

(1) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

(2) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

(就学できる中学校及び高等学校)

第3条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める者をいう。以下同じ。)の住所(就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。)の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

(就学できる中学校及び高等学校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(府の区域以外の地域からの就学)

第5条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

(入学の許可の取消し)

第6条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表第1(第2条関係)

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域		
	学区	通学圏	
		名称	地域
京都府立山城高等学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛西高等学校 京都府立桃山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校		京都市・乙訓通学圏	京都市(他の通学圏に属する地域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市(八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町(大橋辺に限る。)
京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校		山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市(他の通学圏に属する地域を除く。) 京田辺市 木津川市 久御山町(他の通学圏に属する地域を除く。) 井手町、宇治田原町 笠置町、和東町、精華町、 南山城村
京都府立北桑田高等学校	京都市(周山中学校の通学区域に限る。) 南丹市(美山中学校の通学区域に限る。)	口丹通学圏	京都市(周山中学校の通学区域に限る。) 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立亀岡高等学校	亀岡市		
京都府立園部高等学校	南丹市(他の学区に属する地域を除く。)		
京都府立須知高等学校	京丹波町		

京都府立綾部高等学校	綾部市	中丹通学圏	綾部市
京都府立福知山高等学校	福知山市		福知山市
京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）		舞鶴市
京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立宮津高等学校	宮津市 伊根町、与謝野町（橋立中学校の通学区域に限る。）	丹後通学圏	宮津市
京都府立加悦谷高等学校	与謝野町（他の学区に属する地域を除く。）		京丹後市
京都府立峰山高等学校	京丹後市（峰山中学校、大宮中学校、丹後中学校（豊栄小学校の通学区域に限る。）及び弥栄中学校の通学区域に限る。）		伊根町、与謝野町
京都府立網野高等学校	京丹後市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立大江高等学校		口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
		中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
		丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考

- 1 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、当該高等学校の学区を除く通学圏の区域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 口丹通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の20以内
  - (2) 中丹通学圏及び丹後通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の50以内
- 2 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、1で定めた範囲内で、かつ、定員の100分の20以内とする。



## 2 普通科（スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立鳥羽高等学校 京都府立亀岡高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立西城陽高等学校 京都府立久御山高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立綾部高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

## 3 農業に関する学科の通学区域

### (1) 農業科

高等学校名	通学区域
京都府立綾部高等学校	南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市

## (2) 園芸科

高等学校名	通学区域
京都府立綾部高等学校	南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

## (3) 植物クリエイト科及び園芸ビジネス科

高等学校名	通学区域
京都府立桂高等学校	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 亀岡市 南丹市（園部中学校、八木中学校及び美山中学校の通学区域に限る。）

## (4) システム園芸科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

## 4 工業に関する学科（建築科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立宮津高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

## 5 商業に関する学科の通学区域

### (1) 情報企画科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

### (2) 企画経営科

高等学校名	通学区域
京都府立網野高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

### (3) ビジネス科学科

高等学校名	通学区域
京都府立大江高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

## 別表第2（第2条関係）

### 1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 普通科（管理運営規則第2条の2に定める教育を施すものを除く。）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）

3 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立洛北高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

4 総合学科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立南丹高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

備考 京都府立南丹高等学校の総合学科の通学区域は、この表の規定にかかわらず、当分の間、亀岡市とする。

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

昭和59年11月23日

京都府教育委員会教育長告示第6号

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第7条の規定に基づき、〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則施行規程〕を次のとおり定める。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見人に準ずる者）

第1条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準ずる者は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）又は高等学校（以下「高等学校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準ずる者は、中学校にあつては中学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式）を、高等学校にあつては高等学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式の2）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者が入学しようとする場合は、中学校にあつては中学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式）を、高等学校の全日制の課程にあつては高等学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式の2）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 保護者（入学志願者が成年の場合には、本人。以下この条において同じ。）の住所が入学日までに府の区域内に変更する者
- (2) 保護者の住所が入学日までに府の区域内において変更する者で教育長が別に定めるもの
- (3) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第1項に規定する通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者の許可の申請は、中学校にあつては通学区域外の中学校就学許可申請書（別記第3号様式）に、高等学校の全日制の課程にあつては通学区域外の高等学校就学許可申請書（別記第3号様式の2）によるものとする。この場合において、次の各号の一に該当する者にあつては、就学しようとする中学校又は高等学校の校長に提出するものとする。

- (1) 通学が著しく困難な者
- (2) 生徒の保護者（生徒が成年の場合には、本人）の住所の変更又は高等学校における生徒の転科（転類を含む。）により、就学できる中学校又は高等学校が変更することとなった場合において、引き続き現に在学する中学校又は高等学校に就学しようとする者

（府外居住者入学志願の手続）

第4条 規則第5条の規定により中学校又は高等学校の全日制の課程に就学しようとする者の許可の申請は、中学校にあつては府外居住者の中学校就学許可申請書（別記第4号

様式)に、高等学校の全日制の課程にあつては府外居住者の高等学校就学許可申請書(別記第4号様式の2)によるものとする。

(高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の取扱い)

第5条 保護者(就学希望者が成年の場合には、本人)の住所が府の区域以外に存する就学希望者が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に就学しようとする場合は、府外居住者の就学理由書(別記第5号様式)を就学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が府の区域内にある場合
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を就学を始める日までに府の区域内に変更する場合

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年 8月25日

教育委規則第2号

京都市立高等学校の通学区域を定める規則を次のように定める。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 全日制の課程に置く普通科及び京都市立紫野高等学校のアカデミア科の通学区域は、京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）とする。ただし、教育上特別の事情があるときは、通学区域の調整を行うことがある。

2 前項に定めるもののほか、市立高校の通学区域は、京都府の区域の全部とする。

(就学できる市立高校)

第3条 就学できる市立高校は、別に定める場合を除き、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都市教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の市立高校とする。

(就学できる市立高校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の就学できる市立高校以外の市立高校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(京都府の区域外からの就学)

第5条 保護者の住所が京都府の区域外に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、市立高校に就学することができる。ただし、定時制の課程への就学希望者の取扱いについては、別に定める。

(入学許可の取消し)

第6条 この規則に反して市立高校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

平成12年8月25日

教育委教育長告示第5号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程を次のように定めます。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見に準じる者）

第1条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準じる者（以下「未成年後見人に準じる者」という。）は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準じる者は、高等学校入学志願者の保護者届（第1号様式）に、入学しようとする者が在学し、又は卒業した中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び中学校に準じる学校を含む。）の校長の副申書、入学しようとする者との関係を証明する資料及び親権を行う者又は未成年後見人の同意書（親権を行う者又は未成年後見人がある場合に限る。）を添えて、京都市教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当するとき、市立高校の全日制の課程に入学しようとする者は、高等学校入学志願者の住所に関する届（第2号様式）に転居先住所（第2号に該当する場合にあっては、生活の本拠の所在地）を確認できる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 保護者（入学しようとする者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所が入学日までに通学区域内に変更されるとき
- (2) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なるとき

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第2項に規定する許可を受けようとする者は、通学区域外就学許可申請書（第3号様式）に許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請書及び資料は、教育長に提出しなければならない。ただし、通学が著しく困難であることにより当該許可を受けようとするときは、当該申請書及び資料を就学しよう



とする市立高校の校長に提出しなければならない。

(府外居住者の入学志願の手続)

第4条 市立高校の全日制の課程に就学するため、規則第5条の許可を受けようとする者は、府外居住者の就学許可申請書（第4号様式）に、許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(定時制の課程の取扱い)

第5条 市立高校の定時制の課程への就学希望者で、保護者の住所が京都府の区域外に存するものは、府外居住者の就学理由書（第5号様式）を就学しようとする市立高校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が京都府の区域内にあるとき。
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を入学日までに京都府の区域内に変更するとき。

